

家庭の 水道・下水道



目次

はじめに

平素は水道・下水道事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

水道、下水道は、私たちの日常生活になくてはならない身近なものですが、ちょっとしたことを知らなくて不便を感じられたことはないでしょうか。

このパンフレットは、ご家庭においてより便利に、より快適に水道、下水道をお使いいただくために必要となる内容をまとめたものです。

これからのくらしの手引きとしてご利用ください。

尼崎市公営企業局

- 公営企業局への届け出 1
- 水道メーターの検針とご使用水量のお知らせ 3
- 料金の計算 5
- 料金のお支払い 7
- 検針にご協力をお願いします 10
- ご家庭の水は漏れていませんか？ 11
- 水道管の冬じたく 12
- 水道の応急処置 12
- 水道の修繕 14
- 下水道の詰まりが発生したら 15
- 排水口などから臭いがしたら 16
- 家庭の水道のしくみと管理 17
- 給水装置工事 19
- 私道への公営企業局の配水管の布設について 19
- 下水道のしくみ 21
- 排水設備工事の手続きについて 23
- 雨水貯留タンクでエコな暮らしを 24
- 悪質な業者にご注意を！ 25
- 災害から守り、備える 27
- ご家庭でできる災害対策 30
- お問い合わせ先一覧 32

かんざきじょうすいじょう
● 神崎浄水場



とうぶじょうか
● 東部浄化センター



公営企業局への届け出

水道のご使用には、あらかじめお申込みが必要です。

①電話による方法

ご使用になる日の3日前までに上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)へ

②インターネットによる方法

公営企業局ホームページから

<https://amasui.org/>

尼崎市公営企業局

検索



←ホームページ



次のようなときにも公営企業局への届け出が必要です

引っ越しなどにより水道の使用をやめるとき	上下水道電話受付センター ☎06-6375-0002
届け出をされている名義を変えるとき	
マンションなどの総代人や入居戸数に変更があるとき	上下水道お客さまセンター ☎06-6489-7420
私設消火栓で消防訓練を行うとき	

◆ご注意ください

水道の使用をやめるときに届け出がないと、水の使用がなくても基本料金はお支払いいただくことになります。届け出はお忘れなくお願いします。

上下水道電話受付センターは 土曜・日曜・祝日も OK

☎ 06-6375-0002 FAX 06-6375-0124

- 水道の使用開始・中止のお申込み
- 名義変更の届け出
- 水漏れ等の修繕のお申込み
- 口座振替・クレジットカード払いの手続きについて
- 道路のマンホールから汚水があふれている場合 など



「上下水道電話受付センター」受付日時

- 午前 8時45分から午後 5時30分まで
- 年末年始(12月29日～1月3日)を除き毎日受け付けています。

インターネットで水道のご使用開始・ 中止の手続きができます

公営企業局ホームページ : <https://amasui.org/>

尼崎市公営企業局

検索



←ホームページ

～公営企業局ホームページ・インターネット受付～

- ・ 利用環境やメンテナンスの状況などによっては、利用できない場合もあります。
- ・ お急ぎの場合は、上下水道電話受付センターにご連絡ください。
- ・ マンションなど建物全体で一括してご契約いただいている場合は、お取扱いはできません。まずは、管理人(建物の所有者、不動産業者等)にご確認ください。



水道メーターの検針とご使用水量のお知らせ

- メーターの検針は、2か月に一度実施します。
- 検針に訪問する者は、水道料金徴収等受託者 **ヴェオリア・ジェネッツ株式会社** の社員です。
- 検針後、「**ご使用水量のお知らせ**」をポストに投函いたします。このお知らせに、ご使用水量、料金等を記載しています。
- ご使用水量についてのお問い合わせは、上下水道お客さまセンター（☎06-6489-7420）へお願いします。



「ご使用水量のお知らせ」の見方

登録番号 T3800020003394 尼崎市公営企業局（水道事業）

＜ご注意＞このお知らせ票で料金のお支払いはできません

ご使用水量のお知らせ

② お客様番号 92-024680

東七松町2丁目4-16
尼崎市上下水道庁舎 2F
尼崎 太郎 様

R5年度 5期

メーター番号 654321 <今回計量日>
口径 020 mm 令和5年12月12日

③ ご使用期間 令和5年10月11日 ~ 令和5年12月12日

④ ④ ご請求予定金額	⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤
合計金額 3,315 円	ご使用水量 16 m ³
(内消費税相当額10%) 301 円)	今回指示数 40 m ³
水道料金 2,002 円	前回指示数 24 m ³
(内消費税相当額10%) 182 円)	(参考) 前年同期 20 m ³ ⑥
下水道使用料 1,313 円	⑦ ⑦ ⑦ ⑦ ⑦
(内消費税相当額10%) 119 円)	口座振替予定日 令和6年1月5日

(通信欄)
悪質な訪問販売業者にご注意を！水道管の洗浄や浄水器のあっせん等は市では行っていません。

検針員 担当員 833 【お問合せ先】
次回検針予定日 尼崎市上下水道電話受付センター 電話 06-6375-0002
<時間> 8:45~17:30 (年末年始(12月29日~1月3日)はお休みです)

- ① **インボイス登録番号**
インボイスの登録番号です。
- ② **お客様番号**
公営企業局が決めている番号です。
お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。なお、転居や名義変更のたびに番号は変わります。

- ③ **ご使用期間**
前回検針日から今回検針日までの期間です。
- ④ **ご請求予定額**
今回請求する水道料金と下水道使用料の合計金額です。

※実際のサイズW 180 mm×H 114 mm

口座振替済のお知らせ

ご使用期間 令和5年10月10日から
令和5年10月11日まで

ご使用水量 20 m³

水道料金	2,200 円
下水道使用料	1,339 円
振替金額	3,539 円
	(内消費税相当額)
	321 円
振替年月日	令和5年10月27日

- ⑤ **ご使用水量**
今回のご使用水量です。
- ⑥ **前年同期**
前年の同じ時期のご使用水量を表示しています。
- ⑦ **口座振替予定日**
口座振替をご利用の場合の定例の振替予定日です。

料金の計算

料金を算定する使用量は、水道メーターの今回指示数から前回指示数を差し引いた水量になります。水道料金、下水道使用料は、基本料金(使用料)と従量料金(使用料)の合計額に消費税相当額を加えた額になります。

◆公営企業局ホームページに水道の料金表・早見表・自動計算、下水道の使用料表・速算式を詳しく掲載しています。

ホームページアドレス <https://amasui.org/>

◆料金に関するお問い合わせは、[上下水道電話受付センター\(☎06-6375-0002\)](tel:06-6375-0002)へ。

水道料金表 (1戸2か月分)

(口径25mm以上は省略)

水道メーターの口径	基本料金	従量料金(1㎡につき)			
		第1段	第2段	第3段	第4段
20mm以下	1,100円	1~20㎡	21~40㎡	41~80㎡	81㎡以上
		45円	132円	182円	220円

※水道料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の110を掛けた額になります(1円未満の端数は切り捨て)。

・基本料金は…

施設を整備する費用など、ご使用量にかかわらずいただくもので、水道メーターの口径別に一定の金額になります。

・従量料金は…

川から水を取り入れて、安心して飲める水道水に浄水処理し、皆さまのもとにお届けする費用など、ご使用量に応じていただくものです。

水道料金の計算のしかた

■水道メーターの口径が20mm以下で2か月に50㎡使用した場合



(基本料金) 1,100円
 (従量料金) 5,360円
 20㎡までの分
 $20\text{㎡} \times 45\text{円} = 900\text{円}$
 20㎡を超え40㎡までの分
 $(40-20)\text{㎡} \times 132\text{円} = 2,640\text{円}$
 40㎡を超え50㎡までの分
 $(50-40)\text{㎡} \times 182\text{円} = 1,820\text{円}$

計 6,460円
 消費税相当額 646円
 合計 7,106円

下水道使用料表

(101㎡以上は省略)

区分	項目	基本使用料 1戸につき	従量使用料(1㎡につき)		
			1~20㎡	21~40㎡	41~100㎡
一般汚水	水量(汚水排出量)	0㎡	6円	95円	113円
	使用料単価(円)	1,098円			

※下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に100分の110を掛けた額になります(1円未満の端数は切り捨て)。

・基本使用料は…

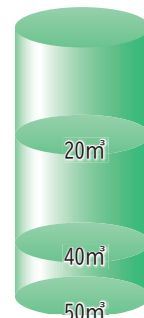
家庭などから排出される汚水をきれいな水に再生処理する中で、施設を整備する費用など、汚水の量にかかわらずいただくもので、一定の金額になります。

・従量使用料は…

家庭などから排出される汚水をきれいな水に再生処理する費用など、汚水量に応じていただくものです。

下水道使用料の計算のしかた

■2か月に50㎡使用した場合



(基本使用料) 1,098円
 (従量使用料) 3,150円
 20㎡までの分
 $20\text{㎡} \times 6\text{円} = 120\text{円}$
 20㎡を超え40㎡までの分
 $(40-20)\text{㎡} \times 95\text{円} = 1,900\text{円}$
 40㎡を超え50㎡までの分
 $(50-40)\text{㎡} \times 113\text{円} = 1,130\text{円}$

計 4,248円
 消費税相当額 424円
 合計 4,672円

水道料金・下水道使用料 早見表

■1戸・2か月、口径20mm以下の場合

(使用水量10㎡ごと、消費税込み)

使用水量(㎡)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	お支払い合計(円)
10	1,705	1,273	2,978
20	2,200	1,339	3,539
30	3,652	2,384	6,036
40	5,104	3,429	8,533
50	7,106	4,672	11,778
60	9,108	5,915	15,023

7 料金のお支払い

水道料金等は、2か月ごとに検針を行い、料金を算定し、検針した月の翌月の21日までにお支払いいただきます。

納付書(請求書)には、納入期限を記載していますので、期限内にお支払いください。

料金のお支払い方法には、①口座振替②クレジットカード③納付書があります。

便利な口座振替や、クレジットカードによるお支払いをおすすめします。



① 口座振替

取扱金融機関

- 尼崎市内に本・支店がある金融機関（一部金融機関を除く）
- ゆうちょ銀行(郵便局)

これらの金融機関の全国に所在する本・支店でお取り扱いしています。

詳細はホームページをご覧ください。

取扱金融機関▶



※市内で転居される場合は、引き続き同じ口座から振替をすることができます。継続を希望される場合は、お申し付けください。

■ 申込み方法

- ① インターネットバンキング（各金融機関のホームページからの申込み）
次の金融機関のインターネットバンキングをご契約されているお客さまは、インターネットバンキングのページからお申込みができます。
申込み方法等については、金融機関に直接お問い合わせください。
- ② Web 口座振替受付サービス（公営企業局ホームページからの申込み）
水道料金等を口座振替するための登録をインターネットで簡単にできる金融機関があります。詳しくはホームページをご覧ください。
- ③ 金融機関の窓口
預貯金通帳・届出印と水道の「お客様番号」又は「水道番号」のメモを、預貯金口座をお持ちの金融機関へご持参のうえお申し込みください。（各金融機関備え付けの5大公共料金用の口座振替依頼書をご利用ください。）

■ 手続き完了のお知らせ

公営企業局から「口座振替取扱い開始のお知らせ」ハガキを郵送しますので、お申込み内容をご確認ください。

手続き完了まで1~2か月程度かかる場合があります。完了までの間は、従来の方法でお支払いください。

② クレジットカード

取扱クレジットカード会社



※1回の請求金額が3万円を超える場合の料金は、クレジットカードでのお支払いはできません。公営企業局から送付する納付書(請求書)でお支払いください。

■ 申込み方法

WEBのみの申込みとなります。公営企業局ホームページをご確認ください。

クレジットカードによるお支払いについて▶



◆ 事前に必要なもの

- ・メールアドレス
- ・お客様番号（ご使用水量のお知らせ（検針票）などに記載）
- ・クレジットカード

※お客様番号がわからない場合は、上下水道電話受付センターにお問い合わせください。[上下水道電話受付センター\(☎06-6375-0002\)](tel:06-6375-0002)

■ 手続き完了のお知らせ

希望者には「クレジットカード取扱い開始のお知らせ」ハガキを郵送しますので、ご確認ください。手続き完了まで2週間程度かかります。手続き完了日によっては当月のお支払いに間に合わない場合がありますので、そのときは従来の方法でお支払いください。

■ 市内転居された場合

市内転居された場合は、新たに申込み手続きが必要となります。

③ 納付書(請求書)によるお支払い

公営企業局から送付する納付書(請求書)により、次のところでお支払いいただく方法です。

お支払いができる場所

- お近くの銀行・ゆうちょ銀行(郵便局)(近畿2府4県に限る)等の金融機関
- 上下水道お客さまセンター
- 以下のコンビニエンスストア



DSK

※コンビニエンスストアで使用できるのは、納付書(請求書)にバーコードが印刷されているものに限りです。

スマートフォンを使ってキャッシュレス決済ができます

納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、以下のアプリでお支払いができます。



※領収書は発行されませんので、必要な場合は金融機関やコンビニエンスストアでお支払いください。

※事前にアプリをインストールした後、アプリ内でのチャージまたは口座の登録が必要となります。

※対象はバーコードが印刷されている納付書(請求書)で、各社とも金額の上限があります。
※お支払い後も、領収印のない請求書がお手元に残ります。料金を二重に支払うことのないよう、ご注意ください。

◆ご注意ください

- 水道料金の支払期限が過ぎ、そのまま放置されますと給水を停止することになりますのでご注意ください。
- 水道・下水道の使用をやめるときにお届けがないと、水の使用がなくても基本料金はお支払いいただくことになります。お届けはお忘れなくお願いします。

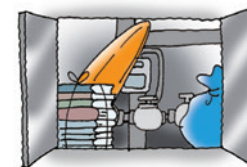
● 検針にご協力をお願いします

検針業務に支障のないようご協力をお願いします。

- ① メーターボックスの上には植木鉢、洗濯機など物を置かないでください。
- ② 家の増改築などで、水道メーターが屋内や床下になる場合は、検針できる場所へ移設してください。



- ③ 動物は出入口や水道メーターから離れた場所についでください。
- ④ マンションなどの中高層住宅のメーターボックスの中には、物を置かないようにしてください。

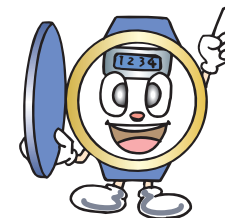


「水道メーター取替え」の事前通知について

公営企業局では、水道メーター取替えの必要なご家庭に対し、約1週間前に「お知らせ」をお届けしています。取替えの予定日等をご確認いただき、メーターボックスの上に車や物を置かないようご協力をお願いします。

- 取替えは計量法に基づき8年以内に1回です。
- お金をいただくことは一切ありません。
- 訪問する委託業者は、公営企業局発行の「水道メーター取替等業務従事者証」を携帯しています。
- お問い合わせ先 **お客さまサービス課【水道メーター担当】**
(☎06-6499-8060 / FAX06-6499-0043)

ご家庭の水道メーターは公営企業局が定期的に取替え(無料)しています。



● ご家庭の水は漏れていませんか？

水道管は、目に見えないところにあるため、水漏れには気づきにくいものです。2か月に一度の検針時に水漏れをお知らせすることもあります。漏れた水は無駄になるだけでなく水道料金に計算されますので、気になったときは一度点検してください。

● 水洗便所の水漏れ

水洗便所の水漏れは、気づきにくいわりに無駄になる水量が多いものです。

■ 調べ方

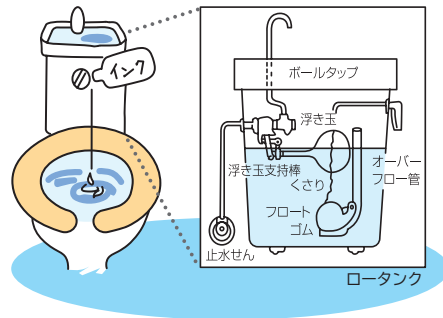
便器内のたまり水にインクなど色のついた液を少量落とし、動きを見ます。動いていれば、水漏れしています。

■ 水漏れの原因

- ・ ボールタップの止水位置の不良
- ・ タンク内のくさりが絡んでいる
- ・ ボールタップ弁のパッキンが傷んでいる
- ・ 排水口を閉めるふたのゴム(フロートゴム)がずれていたり、古くなってすきまができています

■ 水洗便所の修繕

指定給水装置工事事業者(公営企業局ホームページ参照)または水道修繕窓口(☎06-6489-7499)へお申し込みください。



指定給水装置工事事業者▶



● 水道メーターから蛇口までの水漏れ

メーターから蛇口までの配管をしてある壁や地表(配管部分)のコンクリートなどにぬれたところがないかご確認ください。

水漏れの原因がわからないときは指定給水装置工事事業者または水道修繕窓口(☎06-6489-7499)へ漏水調査の依頼をしてください。

お願い！

道路などで水が漏れているのを見かけたら、すぐに上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)へお知らせください。



● 水道管の冬じたく

低温注意報が出るなど厳しい冷え込みのときは、水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることが多くなります。

● 特に凍りやすい水道管

- 日当たりの悪い場所にある水道管
- 風当たりの強い場所にある水道管
- ベランダなどの洗濯機用の水道管



● 凍結を防ぐ方法

- 水栓柱と蛇口などに、保温チューブや布、毛布などを巻きつけて、その上からぬれないようにビニールテープなどで巻き、保温してください。
- 特に冷え込みが予想されるときは、おやすみ前に、浴槽などの蛇口から少しずつ糸状に水を出しておくと凍りにくくなります。
- 太陽熱温水器や湯沸かし器などは、あらかじめ水を抜いておくことで凍結の心配がなくなります。



水栓柱

● 凍結して水が出なくなったときは

- 気温の上昇によって自然にとけるのを待ってください。
- タオルや布をかぶせて、上からゆっくりとぬるま湯をかけてとくしてください。
※直接熱湯をかけると水道管が破裂してしまうおそれがありますので、ご注意ください。



● 水道の応急処置

● 水道管が破裂するなど給水装置が故障したときは

応急処置をして上下水道電話受付センターか、指定給水装置工事事業者または水道修繕窓口へお申し込みください。

■ 応急処置のしかた

- 止水栓を閉めてください。
- 破裂した箇所にタオルなどを巻き付け、水が飛び散るのを防いでください。

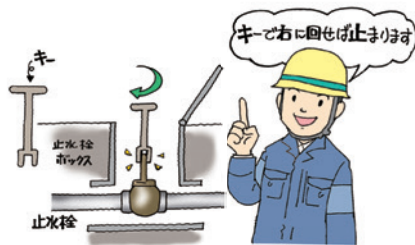


■ ご注意ください

止水栓は、右に回せば水を止めることができますが、固くなって回りにくくなった止水栓は、無理に回すとコックが折れて破裂の原因となりますので十分にご注意ください。

■止水栓の位置

メーターボックスの中にある水道メーターの横に取り付けてある場合と、道路脇に設置した筒状のボックスの中に取り付けてある場合があります。一度確認しておいてください。筒状ボックスの中にある止水栓で水を止める場合は、止水栓キーが必要です。



●水が出ないとき

■家の蛇口すべてから水が出ない・近所の家も出ない

- ◆近くで何か工事をしていませんか？
突発的な事故で水道管の修繕工事をしている場合があります。
- ◆中高層の住宅などではポンプの故障も考えられます。
管理人へ連絡してください。



■自分の家だけ出ない

- ◆メーターボックスの止水栓が閉まっていませんか？
開いていることをご確認ください。

■原因がわからないときは

上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)へお問い合わせください。

💧 こんな時はあわてずに～赤い水～

水道工事や突発事故のために、周辺の配水管内の水の流速や方向が変わると、水道水が赤くなることがあります。しばらく水を出しておくと、きれいになります。もしきれいにならない場合は、**上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)**へお問い合わせください。



💧 水質検査のお申込み

お使いの水道水の水質に異常を感じた場合など、水質検査を希望されるときは**浄水センター水質担当(☎06-6499-0345)**にお電話ください。状況をお聞きし、検査にうかがいます。ただし、検査は蛇口から直接出た水に対して行うもので、浄水器や給湯器などを通した水は対象外です。



●水道の修繕

水道の修繕は、建物の種類などにより連絡先が異なります。

建物の種類	連絡先等
一般住宅 (受水槽または増圧装置のない住宅)	賃貸住宅の場合は、まず家主または管理会社に連絡してください。
中高層住宅など (受水槽または増圧装置のある住宅)	管理人か家主または管理会社に連絡してください。

●公営企業局へ修繕を申し込むときは

- ◆次のことをできるだけ詳しくお知らせください。
①住所 ②氏名 ③電話番号 ④お客様番号または水道番号 ⑤故障の箇所と状況
- ◆敷地内の修繕の際は、立会いが必要です。
- ◆メーター周りなど宅地内のタイル・ブロック等を取り壊さないと修繕できない場合があります。これらを取り壊した後の復旧は公営企業局では行いませんのでご了承ください。
- ◆**水道メーターより宅地側の修繕は、お客さまにて修繕となります。**
修繕時には、指定給水装置工事事業者または水道修繕窓口などにご相談をお願いします。修繕に際しては、複数の業者に見積もりを依頼し比較検討のうえ修繕することが大切です。見積もりに際しては、費用が発生する場合がございますのでご確認のうえ見積もりの依頼をしてください。
ご不明な点などございましたら、**上下水道電話受付センター**にお問い合わせください。

無料修繕

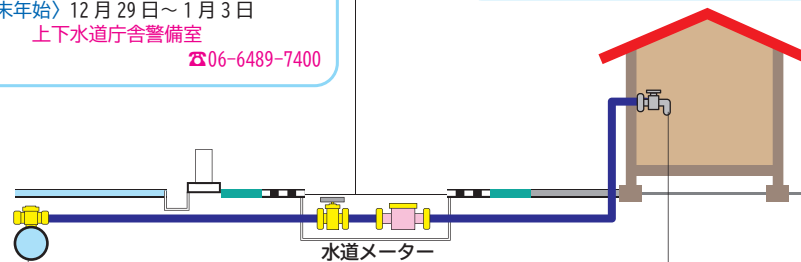
公営企業局にて修繕します。
水道修繕窓口からグループ業者が修理にうかがいます。

【お問い合わせ】
〈昼間〉 午前8時45分～午後5時30分
 上下水道電話受付センター
 ☎06-6375-0002
〈夜間〉 午後5時30分～翌午前8時45分
 〈年未年始〉12月29日～1月3日
 上下水道庁舎警備室
 ☎06-6489-7400

有料修繕

お客さまにて修繕となります。指定給水装置工事事業者または水道修繕窓口で、修繕のお申込みをしてください。

【お問い合わせ】
指定給水装置工事事業者または水道修繕窓口
 (ホームページに掲載)
 指定給水装置工事事業者▶



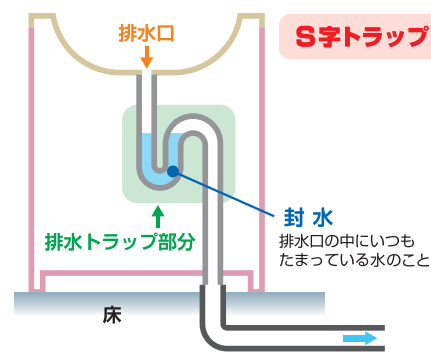
給水装置(給水装置は、お客さまの財産です。)

排水口などから臭いがしたら

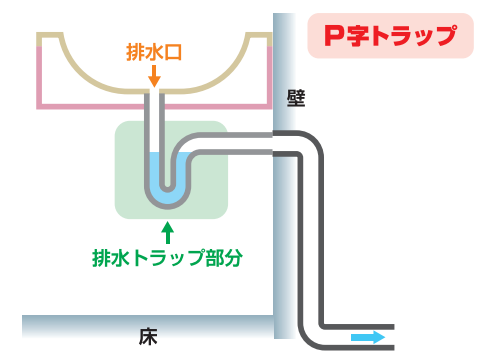
台所などで臭いを感じたら

家庭の排水器具には、臭気や害虫などの侵入を防ぐために管の内部に水をためるトラップが設置されています。

■洗面台の排水の構造(一例)



■壁に配管がつながっている場合(一例)



室内で臭気がする時は、トラップに不具合が生じている可能性があります。一度、下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

下水道排水設備指定工事店▶



家の外や道路の側溝から臭いを感じたら

道路下に埋設されている下水道管から臭気が出ている可能性がありますので、下水道建設課または上下水道電話受付センターまでご連絡ください。

●お問い合わせ先 (平日) 午前8時45分～午後5時30分

下水道建設課(☎06-6489-6562)

(土曜・日曜・祝日) 午前8時45分～午後5時30分

上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)

(夜間と年末年始) 午後5時30分～翌午前8時45分

上下水道庁舎警備室(☎06-6489-7400)

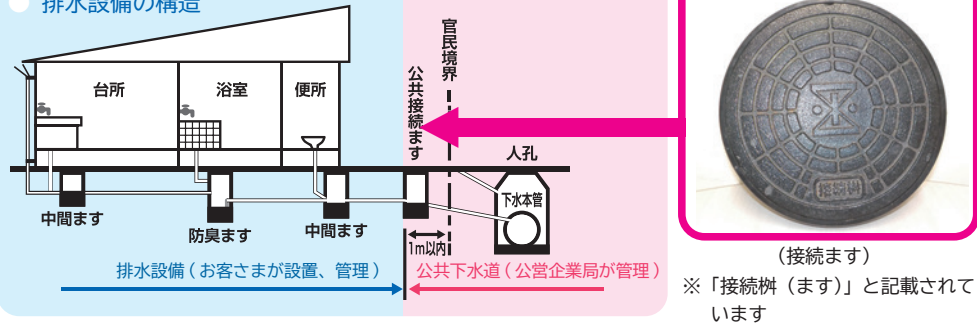


下水道の詰まりが発生したら

下水道の詰まりは、多くの場合、油が固まったり、異物が入ったり、木の根が入ったりすることで起こります。

下水道管が詰まっているといっても、その不良箇所により対応が異なります。

●排水設備の構造



●ご自宅の排水の流れが、全体的に悪い場合

トイレ、お風呂、台所等、ご自宅の排水が**全体的に悪い**場合は、公営企業局が管理している公共下水道(上図参照)の不具合が原因で詰まっている可能性が高くなります。

詰まりの原因が公共下水道にある場合は、公営企業局で清掃を行いますので、以下へご連絡ください。

●お問い合わせ先 (平日) 午前8時45分～午後5時30分

下水道建設課(☎06-6489-6562)

(土曜・日曜・祝日) 午前8時45分～午後5時30分

上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)

(夜間と年末年始) 午後5時30分～翌午前8時45分

上下水道庁舎警備室(☎06-6489-7400)

●ご自宅の排水で特定箇所が詰まっている場合

「トイレの水が流れない」「台所の水が流れない」など、自宅の中のどこか**特定できる箇所だけが流れない**場合は、お客さまが管理している排水設備(上図参照)が原因で詰まっている可能性が高くなります。詰まりの原因が排水設備にある場合、公営企業局では清掃できませんので、お客さまで清掃をお願いします。

清掃業者等のご相談は、水道修繕窓口か、下水道排水設備指定工事店(公営企業局ホームページに掲載)へご連絡ください。

なお、清掃等に要した費用についてはお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

●お問い合わせ先 水道修繕窓口(☎06-6489-7499) または

下水道排水設備指定工事店▶



家庭の水道のしくみと管理

浄水場でつくられた水道水は、公営企業局が設置した配水管から各家庭の給水管を通して皆さまのもとへ送り届けられています。この給水管、水道メーター、蛇口などを「給水装置」といいます。

この給水装置は、水道メーター以外すべて皆さまの負担で設置されています。皆さまの大切な財産ですので、責任を持って管理しましょう。

給水方式（水道水をお届けする方式）

次の3つの方式およびこれらを併用した方式があります。

①直結直圧式

配水管からの水圧で直接各ご家庭にお届けする方式です。通常、3階建て程度までの建物に採用されます。

②受水槽式

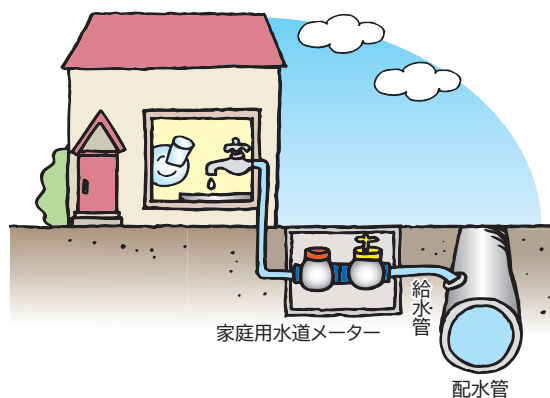
水をいったん受水槽にため、ポンプの力で屋上の高置水槽にくみ上げてから皆さまのご家庭にお届けする方式です（高置水槽がない場合もあります）。

配水管からの圧力だけでは水が届かない中・高層階や一時に大量の水を使用する場合などに採用されます。

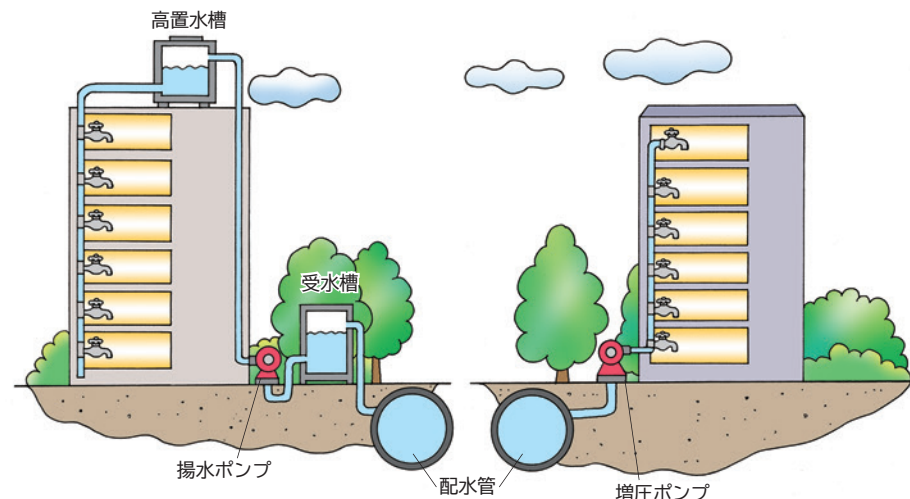
③直結増圧式

給水管に増圧ポンプを取り付け、直接各ご家庭にお届けする方式です。10階建て程度までの建物であれば、この方式によることができます。

①直結直圧式



②受水槽式



③直結増圧式

受水槽式の建物での管理について

● 適正に管理していただくために

受水槽や高置水槽が汚れていると、水が汚染されるおそれがあります。

適正な水道水の水質を維持するには、受水槽や高置水槽の清掃、点検、検査などの「管理」が大変重要です。

この管理は、毎年1回以上、定期的に建物の所有者(管理者)が行わなければならないことになっています。

異常を発見したときは、速やかに所有者(管理者)の方に知らせ、処置してください。

- お問い合わせ先 生活衛生課(☎06-4869-3017)または
お客さまサービス課(☎06-6489-7406)

● 直結給水への切替えを検討してみませんか？

■受水槽が不要で点検清掃の手間が省け、配水管から蛇口まで直接フレッシュな水をお届けできます。

■配水管の水圧を有効利用できるため省エネ効果が期待できます。

給水方式の変更を行うには一定の条件があります。また、切替えにかかる費用は、建物所有者(管理者)の自己負担となります。

- お問い合わせ先 お客さまサービス課(☎06-6489-7406)または
指定給水装置工事事業者（公営企業局ホームページ参照）

指定給水装置工事事業者▶



給水装置工事

ご注意ください!!

- 工事検査に合格しない場合や、指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置工事を行った場合、公営企業局は給水の申込みを拒み、または給水停止する場合があります。ご注意ください。
- 住居の解体、建て替え工事などで、ご家庭の給水管(引込管)の位置変更や一部撤去など、水道工事を行う場合は、必ず事前に公営企業局に工事の届け出(給水装置工事申込書)が必要です。
また、これらの水道工事は、尼崎市指定給水装置工事事業者に依頼してください。
- 給水装置工事についてのお問い合わせ先 **お客さまサービス課(☎06-6489-7406)**
- 指定給水装置工事事業者については**公営企業局ホームページ**をご参照ください。

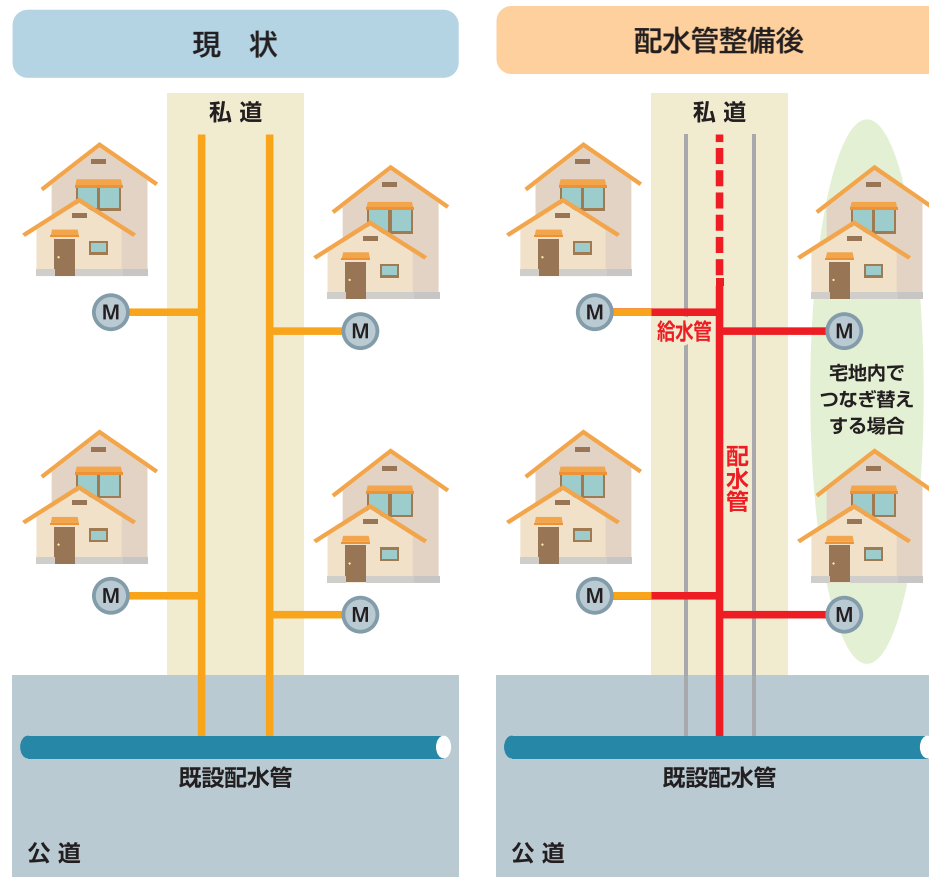
指定給水装置工事事業者▶



私道への公営企業局の配水管の布設について

私道には、公営企業局の配水管を布設していませんが、次のような条件が整えば、公営企業局で配水管を布設していますのでご利用ください。

- 水の出が悪い家屋または私道に布設されている引込管が老朽管である家屋で、所有者の異なるものが2戸以上あること(老朽管・・・鉛管、石綿管、鋼管など)
 - 私道の幅が1.8m以上あること
 - 私道の所有者全員の土地の使用承諾が得られること
 - 公営企業局が布設する管の長さが30m以上、または布設した管から給水を受ける家屋が10戸以上あること
- などの条件があります。
- お問い合わせ先 **水道建設課(☎06-6489-7450)**



凡例

— 既設給水管

— 公営企業局負担

鉛管(鉛製の給水管)について

昭和58(1983)年4月までに布設されたご家庭の引込管(給水管)に、鉛管が使用されている可能性があります。通常に水を使っている場合は問題ありませんが、水道水が管の中に長時間滞留すると、鉛が溶け出すことがあります。

朝一番に水道水を使うときや、しばらく水道水を使わなかったときは、念のためバケツ一杯程度の最初の水は、飲用以外の用途にお使いください。

ご自宅の給水管が鉛管かどうかの確認については**お客さまサービス課**にお問い合わせください。

- お問い合わせ先 **お客さまサービス課(☎06-6489-7406)**

下水道のしくみ

尼崎市では一部地域を除き、汚水と雨水を同じ下水道管で集める「合流式下水道」を採用しています。ご家庭や工場から排出される汚水と雨水は浄化センターに集めて処理を行い、きれいな水にしてから川や海に放流します。

合流式下水道のしくみ

■合流式下水道（汚水と雨水を同一の下水管きよで集める方式）

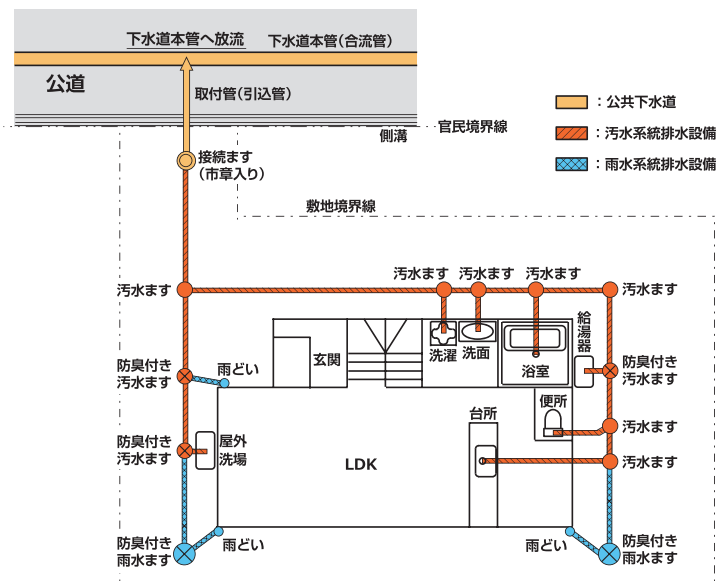
長所 短期間で整備できる。埋設する管きよが1本で済み、少しの雨であれば側溝にたまった汚れも浄化センターで処理できる。

短所 大雨時に処理能力を超えた下水が川などの公共水域へ放流される。



■合流地域での排除方法について

汚水と雨水を1つの管に合流させ、接続ますを介して公共下水道に流します。



分流式下水道のしくみ

■分流式下水道（汚水と雨水を別々の下水管きよで集める方式）

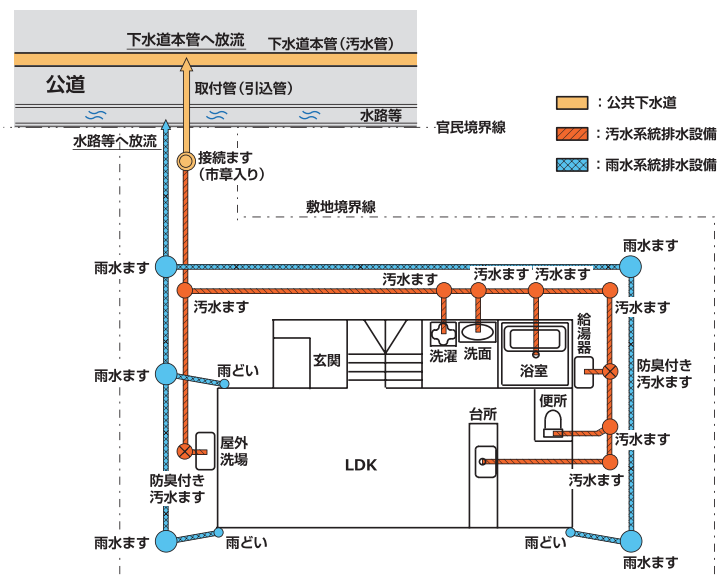
長所 大雨時でも汚水が川などの公共水域へ放流されない。

短所 埋設する管きよが汚水用と雨水用の2本必要なため、建設費が割高になる。



■分流地域での排除方法について

汚水は接続ますを介して污水管へ、雨水は雨水管、道路側溝、水路などの雨水排水施設へ流し、汚水と雨水を完全に分離して排除します。



● 排水設備工事の手続きについて

1. 申込み(申請書類の作成)

排水設備工事の申込みは、お客さまに代わって下水道排水設備指定工事店が行います。また、排水設備の工事契約は、下水道排水設備指定工事店とお客さまの間で行うものなので、その契約にあたっては、見積書や必要書類などをよく確かめてください。

▼以下は、指定工事店が行う手続きになります。

2. 届け出(申請書類の提出)

排水設備(新設・増設・改造・廃止・修繕)工事を行う際には、公営企業局へ届け出ることが必要です。

3. 受け付け(申請書類の受理)

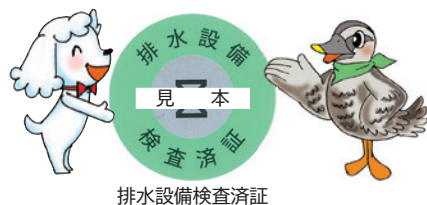
計画している排水設備の構造が、関係法令等に基づく技術上の基準などに適合しているか、提出された申請書類を公営企業局で確認します。

4. 工事の施工(指定工事店による工事)

許可を受けた計画平面図に基づき、下水道排水設備指定工事店が排水設備工事を行います。

5. 検査立会

工事完成後、公営企業局の検査員が下水道排水設備指定工事店立会(責任技術者立会)のうえで竣工検査を行います。検査に合格すると、公営企業局から次のような排水設備検査済証を下水道排水設備指定工事店に渡します。



排水設備検査済証

●お問い合わせ先 下水道建設課 (☎06-6489-7410)

● 雨水貯留タンクでエコな暮らしを

ご自宅に雨水貯留タンクを設置する際、事前に手続きを行っていただくと設置にかかった費用の一部を助成します。令和4年度から**制度を拡充しています**ので、設置をしてみませんか。

● 雨水貯留タンクとは

建物の屋根に降った雨を雨どいから取り込み、その水をためるタンクです。タンクの下部に付いている水栓から、タンク内の水を使用することができます。

● どのような使い道や効果があるの？

- ①お花の水やりに使えます
- ②トイレ用水にもなります
- ③お家を浸水から守ります

● 助成対象になる雨水貯留タンク

および対象者

- タンク容量が80ℓ以上のも
- 一般的に流通している製品として購入可能なもの
- 市内在住の方



● 助成制度とは

雨水の再利用をお考えの皆さまを応援するためのものです。たくさんの方が雨水貯留タンクを設置し、雨水をためることで、大雨のときの浸水被害の軽減につながります。たまった雨水は、花や樹木への水やりや、トイレ用水としても利用できます。令和4年度から**制度を拡充しています**ので、ぜひ、この制度をご活用ください。

● 申請について

申請受付期間や申請方法等は、[公営企業局ホームページ](#)の「雨水貯留タンク設置助成金交付制度について」のページに詳しく記載していますので、こちらをご確認ください。

尼崎市 雨水貯留タンク 助成金

検索



●お問い合わせ先 下水道計画担当(☎06-6489-6588)

悪質な業者にご注意を！

職員や委託業者を装った
訪問販売や電話にご注意を！

● ちょっと待って、本当に公営企業局の職員ですか？

「公営企業局の方から来た」「水道管の清掃に来た」
「排水管の汚れの清掃を行っている」
「無料で点検をする」
「現在この地区を調査している」
「市から委託・指示を受けて訪問している」
「メーター横の給水管がさびており交換する」
などと言葉巧みに声をかけ、断ると
「あなたの所だけしないのですか」「そのままでもいいですね」
などと不安をあおったりして、高額な浄水器を売りつけたり、不必要な給水管・
排水管の清掃や交換を強要したりする行為が報告されています。



こうした悪質な業者に十分に注意してください。

- 公営企業局が、浄水器や活水器などの物品の販売やレンタルをすることは絶対にありません。
- 公営企業局の職員が訪問するときには、身分証を携帯していますので、ご確認ください。



● ご依頼がなければ、点検にうかがいませ

ご依頼なしで、公営企業局が設備の点検・修繕・工事や水質検査にうかがったり、業者を訪問させたりすることは基本的にありません。ただし、水道メーターの取替え(無料)については、公営企業局の委託業者が訪問します(10ページ参照)。

● 給水管の清掃は通常必要ありません

公営企業局では、水道法に基づく水質基準により安全な水道水をお届けしていますので、ご家庭の給水管清掃は必要ないと考えています。

尼崎市の水道水は、オゾンと活性炭を用いた高度浄水処理という浄水処理方法によりつくられており、安心してご使用いただけます。

● 排水管が汚れているからといって、すぐに清掃する必要はありません

排水管を定期的に清掃することは好ましいことですが、排水管が汚れているからといって、すぐに清掃する必要はありません。「排水管が破損している」と言われた場合でも、その場で決めることなく他の業者にも見てもらうことをお勧めします。

● 電話も気をつけて！

電話で「水道、下水道のアンケート調査」「点検を行う」などと話し出して油断させてから、高額な浄水器の販売や不必要な給水管・排水管の清掃を持ちかける業者もいますので、十分注意してください。

● 不審に思ったときや、困ったときは、まず公営企業局に確認を！

訪問者を不審に思われた場合は、いったん断って上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)へお問い合わせください。

訪問者が強引に家に上がろうとしたり、居座ったりした場合は、すぐに警察署にお電話を！

● 断るときはハッキリと断りましょう。迷ったときは誰かに相談を！

あいまいな対応は業者につけいるスキを与えます。必要のないときはハッキリと断りましょう。迷ったときは、その場で返事をしないで、上下水道電話受付センター(☎06-6375-0002)などに相談してください。

消費生活センター(☎06-6489-6696・相談受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時)でも相談を受けています。契約した後で「しまった」と思ったときも、一定期間内であれば無条件で解約できるクーリング・オフ制度などのアドバイスをします。



クーリング・オフ制度

訪問販売で次のような申込みや契約をして代金を支払っても、契約書面を受け取った日から8日以内に相手方に通知すれば、クーリング・オフ制度により無条件で申込みなどの撤回や解約ができます。

- (例) ・浄水器などの販売やレンタル
- ・給水設備の洗浄、修繕、改良

また、8日を過ぎても、相手方の勧誘内容に問題があったなど、解約できる場合があります。

詳しくは、消費生活センター(☎06-6489-6696・相談受付時間 午前9時～12時、午後1時～4時)にご相談ください。

災害から守り、備える

応急給水拠点をご存じですか

応急給水拠点とは、災害などにより断水した場合に、飲み水としての水道水を確保し、市民の皆さまにお配りする場所です。

本市には、全部で59か所(浄水場3か所、耐震性緊急貯水槽7か所、応急給水栓49か所)の応急給水拠点があり、断水になったときでも応急給水を受けることができます。普段から、いざという時のために、ご自宅に近い応急給水拠点を確認しておきましょう。

※応急給水を受ける際は、水を入れる容器(ポリタンクやペットボトルなど)を持参してください。

耐震性緊急貯水槽とは

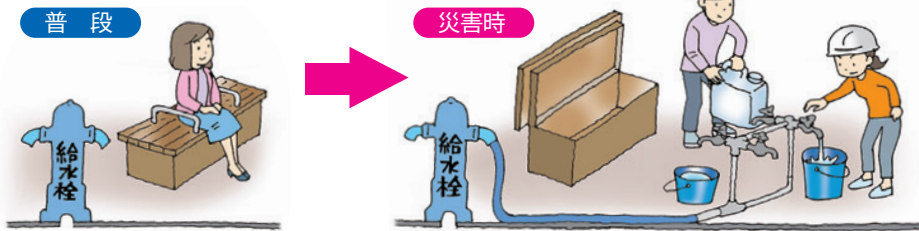
耐震性緊急貯水槽は、災害時に飲料水を確保するタンクを兼ねた、非常に大きな水道管です。平常時には新鮮な水道水が流れていますが、地震などにより水道管内の水圧が大きく変化すると遮断弁が自動的に作動し、貯水槽内に水道水が確保されます。

貯水槽1基で約1万人に、3日分以上の飲料水(1人1日3ℓ)を提供することができます。

応急給水栓の設置

応急給水栓は、地震に強い配水管と直結した給水栓です。浄水場や既に設置している耐震性緊急貯水槽に加えて、応急給水拠点として学校などに増設しています。

〈応急給水栓のイメージ〉

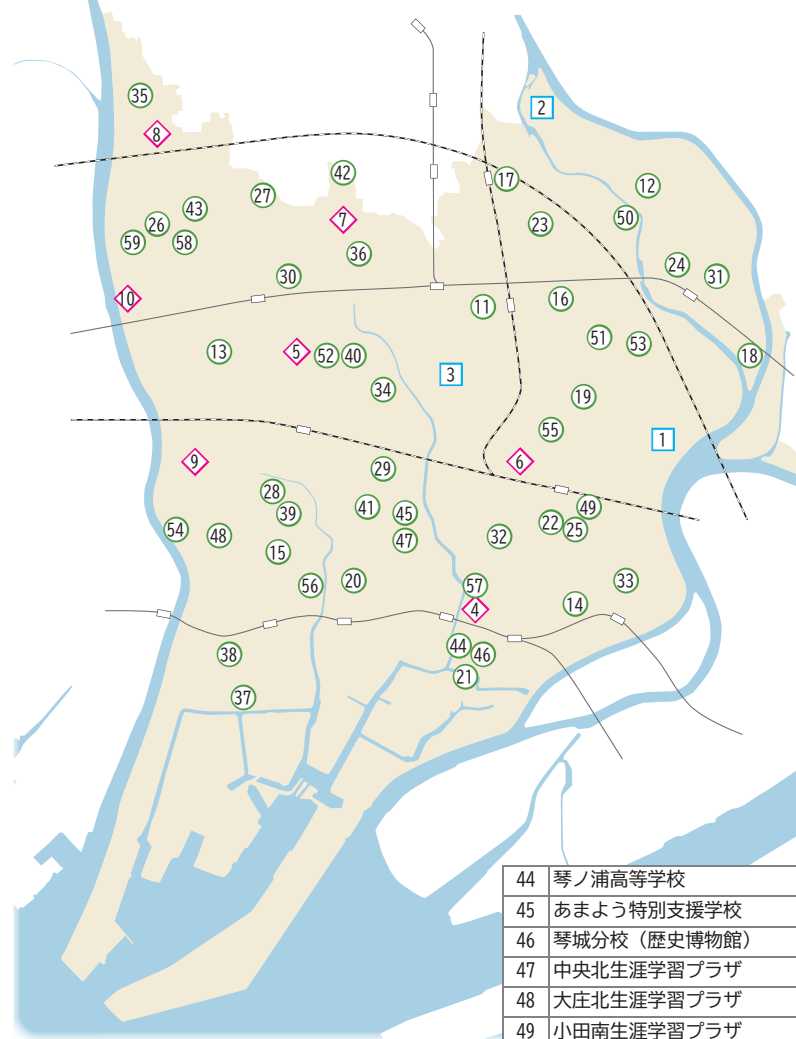


応急給水栓の操作手順動画を公開しています。

操作手順動画▶



市内の応急給水拠点 (令和5年3月31日時点)



- : 浄水場
- ◇: 耐震性緊急貯水槽設置場所
- : 応急給水栓設置場所

1	神崎浄水場
2	猪名川浄水場
3	尼崎浄水場
4	防災センター
5	北部防災センター
6	潮江緑遊公園
7	尼崎北小学校
8	常陽中学校
9	大島小学校
10	武庫南小学校
11	上坂部小学校
12	園和北小学校
13	南武庫之荘中学校
14	浦風小学校
15	大庄中学校
16	園田南小学校
17	園田北小学校
18	園田東小学校
19	下坂部小学校
20	竹谷小学校
21	明城小学校
22	清和小学校
23	園田小学校
24	園和小学校
25	小田中学校
26	武庫小学校
27	武庫東中学校
28	大庄北中学校
29	日新中学校
30	富松苗圃
31	園田東中学校
32	金楽寺小学校
33	杭瀬小学校
34	立花南小学校
35	昆陽の台住宅
36	椀田公園
37	元浜緑地
38	わかば西小学校
39	浜田小学校
40	立花小学校
41	難波の梅小学校
42	塚口中学校
43	武庫西生涯学習プラザ
44	琴ノ浦高等学校
45	あまよう特別支援学校
46	琴城分校(歴史博物館)
47	中央北生涯学習プラザ
48	大庄北生涯学習プラザ
49	小田南生涯学習プラザ
50	園田東生涯学習プラザ
51	あまがさき・ひと咲きプラザ
52	立花南生涯学習プラザ
53	小園中学校
54	成文小学校
55	潮小学校
56	成徳小学校
57	成良中学校
58	武庫の里小学校
59	武庫中学校

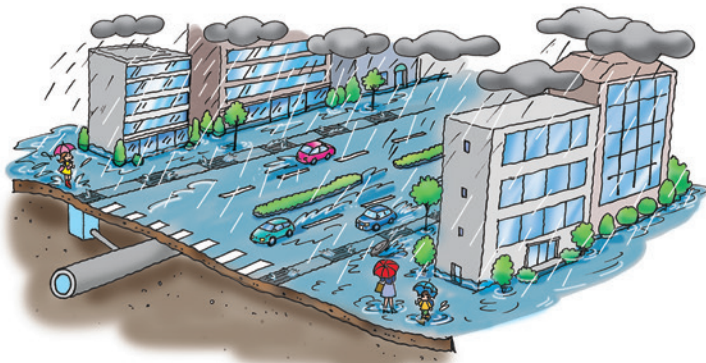
応急給水拠点の最新版は
ホームページでご確認ください。

応急給水拠点▶



● 台風の接近や集中豪雨が予想される時は

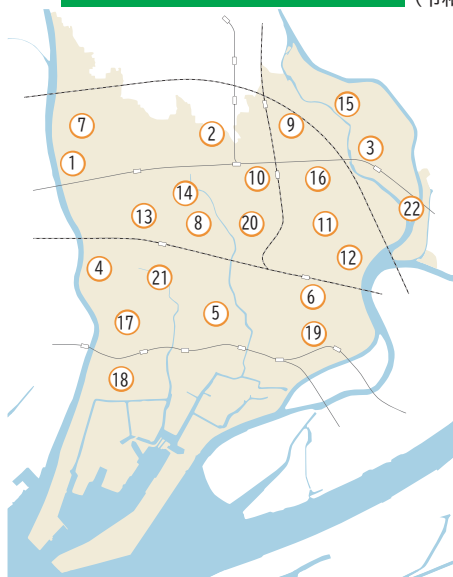
大雨が降ると下水道管に短時間で多くの雨水が流れ込み、下水道管やマンホール内の水位が上昇し、マンホールなどから水があふれ出すおそれがあります。大雨時には、お風呂の水を捨てることや、洗濯はなるべく控えていただくなど、一度に多くの水を流さないよう、ご協力をお願いします。



● 指定避難場所へのマンホールトイレの設置を進めています

地震などの災害時に簡易で清潔なトイレが迅速に使用できるように公営企業局では、マンホールトイレの設置を進めています。市内の学校施設等の避難所を対象に、設置を計画しています。設置状況などは随時、ホームページなどでお知らせしていきます。

市内のマンホールトイレマップ (令和5年5月31日時点)



○：マンホールトイレ設置場所

1 武庫南小学校	14 立花北小学校
2 塚口小学校	15 園和北小学校
3 園和小学校	16 園田南小学校
4 大島小学校	17 大庄小学校
5 難波小学校	18 わかば西小学校
6 清和小学校	19 長洲小学校
7 武庫小学校	20 名和小学校
8 立花南小学校	21 浜田小学校
9 園田小学校	22 園田東小学校
10 上坂部小学校	
11 下坂部小学校	
12 浜小学校	
13 立花西小学校	



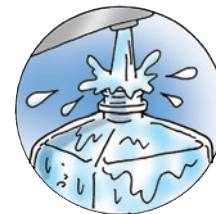
● ご家庭でできる災害対策

● もしものときに備えて水を備蓄しましょう

私たちの生活には水は必要不可欠です。日頃から1人1日3ℓの飲料水を3日分は備蓄しましょう。

- 1 清潔な保存容器を準備します。
- 2 容器内に空気が残らないよう、水道水で容器を満し、ふたをしっかりと閉めます。湯冷ましや浄水器を通した水は、消毒のための塩素が含まれておらず、備蓄に向きません。必ず蛇口から出る水道水をそのまま容器に入れてください。
- 3 直射日光が当たらない、風通しの良い室内に保管します。災害時に備蓄した水が取り出せない事態を考えて、複数の場所に分散させるなど工夫をしましょう。保管の目安は夏場で3日間、冬場で7日間です。
- 4 洗濯や水やりなどに使いながら、こまめに新しい水道水に入れ替えましょう。

ここまで水を入れる



こんな所に保管して



定期的に入れ替え



● マンションや集合住宅の散水栓

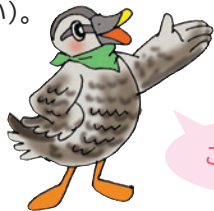
マンションや集合住宅など、電動ポンプを利用した建物には、ポンプを経由しない蛇口(散水栓)が設けられています。平常時から位置や使用方法について管理会社等と情報共有を行い、停電やポンプ故障に備えましょう。



●ご自宅でできる災害時のトイレ対策

■手づくりトイレ

- ① 便器または容器にビニール袋をかぶせる(気になる方は2重や3重にしてください)。
- ② 新聞紙などの紙を細かく破いたものを中にたくさん入れる(袋の底が見えなくなる程度まで入れてください)。



これで完成!

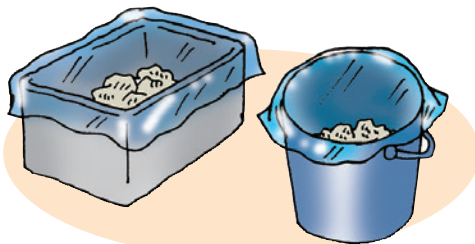
- ③ 使用後はしっかりと袋の口を締めてごみ箱へ(臭いなどが漏れないように密閉できるごみ箱に捨ててください)。

※使用後の袋の中に消臭剤をかけると、臭い対策になります。

◆便器を使う場合



◆便器以外を使う場合



災害が起こったら、浴槽に水をためておきましょう

災害時には断水などで生活用水が不足する場合があります。浴槽に水をためておくことで、水洗トイレを流すなどの生活用水として活用できます。

※小さなお子さまがいるご家庭では、転落しておぼれるおそれがありますので、無理に浴槽に水をためる必要はありません。

常備しておく便利なもの

- 簡易トイレまたは携帯トイレ
- 生理用品
- トイレットペーパー
- ビニール手袋
- 新聞紙
- ウェットティッシュ
- (吸水性のある紙なら何でも可)
- ビニール袋
- おむつ
- 消毒液
- 尿とりパッド
- 消臭剤



●お問い合わせ先一覧

【上下水道電話受付センターの業務時間】

毎日(12/29～1/3を除く) 午前8時45分～午後5時30分

【上下水道電話受付センター・上下水道庁舎警備室以外の業務時間】

月曜～金曜(祝日および12/29～1/3を除く) 午前8時45分～午後5時30分

お問い合わせ等の内容	電話番号・FAX	担当部署
<ul style="list-style-type: none"> ●水道の使用開始・中止のお申込み ●水漏れ等の修繕のお申込み ●口座振替・クレジットカード払いの手続きについて ●下水道に関してわからないこと 	☎06-6375-0002 ☎06-6375-0124	上下水道 電話受付センター
<ul style="list-style-type: none"> ●水道の使用水量のお問い合わせ ●水漏れ修繕の場合の水道料金の減額 ●納期限後の水道料金などのお支払いについて ●その他水道料金について 	☎06-6489-7420 ☎06-6489-1007	上下水道 お客さまセンター
<ul style="list-style-type: none"> ●給水装置工事について ●指定給水装置工事事業者について 	☎06-6489-7406 ☎06-6489-7421	お客さまサービス課
<ul style="list-style-type: none"> ●水道メーターの取替えなどについて 	☎06-6499-8060 ☎06-6499-0043	お客さまサービス課 (水道メーター担当)
<ul style="list-style-type: none"> ●水質検査について 	☎06-6499-0345 ☎06-6499-0558	浄水センター (神崎浄水場)
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道本管の詰まり、側溝からの臭い、道路のマンホールから汚水があふれている場合などについて 	☎06-6489-6562	下水道建設課 (維持担当)
<ul style="list-style-type: none"> ●排水設備工事について 	☎06-6489-7410	下水道建設課 (排水設備担当)
<ul style="list-style-type: none"> ●夜間と年末年始のお問い合わせ先 	☎06-6489-7400	上下水道庁舎警備室

マップ



アクセス方法

バス

- ◆ JR神戸線「立花」駅（南側バスロータリー）から
阪神バス43番・43-2番「阪神尼崎」行き、
50番・50-4番・55番「JR尼崎」行き、50-2番「阪神杭瀬」行き
 - ◆ 阪神電車「尼崎」駅（北側バスロータリー）から
13番・13-2番・31番・AD2番「阪急塚口」行き（平日）、
43番「宮ノ北団地」行き（平日）、43-2番「武庫営業所」行き（平日）、
22-2番「阪急園田」行き（平日）
 - ◆ 阪急神戸線「塚口」駅（南側バスロータリー）から
13番・13-2番・31番「阪神尼崎」行き、
AD2番「尼崎ドライブスクール前」行き、
 - ◆ 阪急神戸線「園田」駅（北側バスロータリー）から
22-2番「阪神尼崎」行き
- にそれぞれ乗車、「上下水道庁舎前」下車。

電車

- ◆ JR神戸線「立花」駅下車、南東へ徒歩約20分。

車

- ◆ 五合橋線芦原陸橋南交差点から五合橋線の高架側道を北にすぐ。

<https://amasui.org/>

尼崎市公営企業局

検索

